

スタッフ

訪問支援員 北野 和子
(保育士・特別支援教育士)

38年間姫路市の公立保育所に勤務し、姫路市教育委員会姫路市個別教育支援委員会委員(2016年迄)として姫路市の公立保育所に在籍する発達障害児のサポートを行ってきました。また市内の保育士と一緒にやってきた特別支援保育の自主研修会も10年目となりました。



訪問支援員 坪本 悠希
(言語聴覚士・保育士)

病院での勤務や大阪医専非常勤講師を経て、現在は、姫路獨協大学非常勤講師やプレイジムで子どもの認知や言語発達の支援を行っています。また特別支援学校のセンター的機能充実事業の講師として助言や研修も実施。子どもたちのために、先生方や保護者のよき相談相手となれることを目指しています。



管理者・児童発達管理責任者 太田 篤志
(作業療法士・特別支援教育士SV)

姫路市教育委員会個別支援教育委員会・委員長(2011年度迄)として姫路市内の保育所、小中学校に在籍する発達障害児のサポートを行ってきました。また兵庫県内の特別支援学校を中心に知的障害児の指導に関する校内研修、保育所職員に対する特別支援保育研修などに取り組んでいます。



プレイジム

〒672-8089

兵庫県姫路市飾磨区英賀宮台51

TEL/FAX 079-227-4110

HP <http://playgym.info>

mail info@playgym.info



山陽電鉄「夢前川駅」徒歩12分

株式会社アニマシオン

本社:姫路市飾西638-1 ノース青山1F

TEL 079-266-2752

animacion.co.jp

Next Move

新たな“次の一手”を創造します

保育所・学校等への
訪問支援のご案内



プレイジム®へようこそ

プレイジムは、発達サポートを必要とする子どもとご家族のために専門的なアプローチを提供するために設立した事業所です。

プレイジムは、兵庫県の「保育所等訪問支援事業」の指定を受けています。

保育所等訪問支援とは

特別な支援を必要とするお子さんが、心地よく集団生活をおくることができるように、お子さんの身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行うものです。支援には訪問支援員が当たります。

○本人に対する支援

- ・集団生活適応のための支援等

○訪問先施設のスタッフに対する支援

- ・支援方法等の指導等

※支援は2週に1回程度が目安。お子さんの状態、時期によって頻度は、週1回～3ヶ月に1回など調整。

訪問の対象施設

「保育所・幼稚園・認定こども園・小学校・特別支援学校、その他児童が集団生活を営む施設として地方自治体が認めたもの」と規定されていますが、必要に応じて中学校や高等学校、特別支援学級にも訪問することができます。

“共汗”を目指します



○現場での個別支援計画の達成をサポート

保育所や学校などに在籍する特別な支援を必要とするすべての子どもたちに適切な個別支援計画が提供され、着実に実施されていくことが、私たちの目標です。

保育所や学校などで作成された個別支援計画を実施していくうえで、他の療育機関、特別支援教育士・言語聴覚士・作業療法士との連携が必要と思われることがあれば、是非、ご連絡頂ければ幸いです。私たちは、現場の支援の一部を支える裏方として、現場の先生方と共に汗を流す“共汗”的な協業を目指しています。

○プレイジムの訪問支援でできること

「言葉での表現が上手くできない」、「指示の理解が難しい」「見通しをもって行動することが苦手」、「読み書きが苦手」など、認知・言語・行動の苦手さに対する配慮や発達の支援について、療育専門スタッフが、現場の先生方と一緒に考え、問題解決を図るとともに、“**今、取り組まなければならないこと**”を先生方と一緒に考えます。

また保育所内で定期的に支援内容の見直しをする場（支援会議）の運営なども支援します

ご利用方法

ご利用にあたっては、保護者とプレイジムとの間で契約を結ぶ必要があります。また保護者が福祉施設を利用するための受給者証をお持ちでない場合、まず相談支援事業所との契約が必要となります。なお利用料は、保護者に負担して頂くことになり、施設側（保育所・学校等）の負担はありません。

※保護者の負担額は、1回あたり1000円～1500円程度となりますが、保護者の所得状況などによって無料となる場合もあります。

ご利用までの流れ

- ①利用を検討される場合、まずはプレイジムへご連絡ください。
- ②施設（保育所・学校等）、保護者、訪問支援事業所（プレイジム）の3者で、施設内で支援の必要性の是非について検討し、3者の合意が得られれば手続きを進めます。
- ③相談支援事業所、教育委員会等との情報交換・調整（プレイジム）
- ④相談支援事業所の相談・契約（保護者）
- ⑤相談支援事業所による利用計画作成
- ⑥受給者証取得
- ⑦プレイジムとの契約（保護者）
- ⑧利用開始